

# 商品概要説明書

《リフォームローン》(一般型A)

(令和6年7月1日現在適用中)

1. 商品名	リフォームローン
2. お使いみち	<p>○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅を対象とし、次のいずれかに該当すること。 または、借入申込者またはその家族が所有し、空き家となっている建物および附属建物を対象とし、これらの建物を解体することを目的とする場合（建物の解体に付随して発生する一切の費用を含む。）とします。</p> <p>①住宅の新築 ②新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ③中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ④住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 ⑤現在、他金融機関等からお借入中の住宅資金・リフォーム資金の借換 ⑥空き家解体（対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものに限る。）</p> <p>※ご家族は、本人および配偶者の父母、祖父母、子、孫とします。 ※土地の購入のみでのご利用はできません。 ※住宅関連設備の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀、車庫、物置、宅地内の植樹、造園</li> <li>・マンションの外壁・給排水施設等の共用部分の修繕工事負担金</li> <li>・システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台家具</li> <li>・住宅の増改築等に伴う冷暖房設備、給排水施設、照明器具、防犯設備</li> <li>・太陽光発電システムなどのエコ関連設備 等</li> </ul>
3. ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。（お借入時まで、組合員にご加入いただける方。） ○お借入時の年齢が満18歳以上満66歳未満で、最終返済時年齢が満76歳未満の方。 ただし、農業者の方で後継者を連帯保証人とする場合を除きます。 ○前年度税込年収が150万円以上の方。 農業者以外の自営業者の場合、過去2年間の所得が200万円以上の方。 ○同一勤務先に1年以上継続してお勤めの方。 農業者以外の自営業者の場合、2年以上継続して営業の方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○当JAが指定する団体信用生命共済に加入が認められる方。 ただし、お借入金額が500万円以下の場合を除きます。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
4. お借入金額	<p>○1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、資金用途が居住していない住宅の解体にかかる費用の場合は、500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</p>
5. お借入期間	<p>○1年以上15年以内 ※他金融機関等からお借入中の住宅資金・リフォーム資金の借換の場合、借換する住宅資金・リフォーム資金の残存期間の範囲内とし、資金用途が居住していない住宅の解体にかかる費用の場合は10年以内とします。</p>
6. お借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。（お借入期間中の見直し・変更はございません。）</p> <p>【変動金利型】 JAが定めた住宅ローンプライムレートを基準とした変動金利または銀行の長期プライムレートを基準とした変動金利をご選択いただけます。 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準利率（JAが定めた住宅ローンプライムレートまたは銀行の長期プライムレート）により、年2回見直しを行います。基準日に対しそれぞれ6月および12月のご返済日の翌日から適用します。 ※「変動金利型」から、他の「変動金利型」への変更はできません。 ○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
7. ご返済方法	<p>○「元利均等方式」 ○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済（毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済）」からご選択いただけます。 ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。</p>

	<p>○その他返済方法等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変更があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間(10月1日の基準日を5回経過するまで)はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合には、原則として最終返済期日に一括返済していただきます。</p>																				
8. 担保	○不要です。																				
9. 保証	<p>○当J Aが指定する保証機関(福岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、保証機関が必要と判断した場合および次の場合は保証人が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資対象建物およびご融資対象建物の当該の土地が家族名義の場合は、原則として、建物および土地の所有者を連帯債務者または連帯保証人としていただきます。ただし、お借入金額が500万円以下の場合を除きます。</li> </ul>																				
10. 保証料	<p>○一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>																				
11. 団体信用生命共済(保険)	<p>○当J A所定の団体信用生命共済(保険)にご加入いただきます。(ただし、貸付金額が500万円以内の場合を除く。)なお、一般団体信用生命共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率への加算利率が高くなります。詳しくは当J Aの窓口へお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(ワイド)</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償保険</td> <td>年0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	団体信用生命共済(連生)	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.2%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.2%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.15%	9大疾病補償保険	年0.3%
団体信用生命共済名	加算利率																				
団体信用生命共済(特約なし)	なし																				
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																				
団体信用生命共済(連生)	年0.1%																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.2%																				
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																				
がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.2%																				
団体信用生命共済(ワイド)	年0.15%																				
9大疾病補償保険	年0.3%																				
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店または金融部金融推進課(電話:092-322-2766)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話:092-741-3208) 北九州法律相談センター (電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)</p>																				
13. その他	<p>○お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。</p> <p>○ご返済額の試算については、当J Aの窓口へお問い合わせください。</p>																				